

市長の政治姿勢についてお伺いします

市長は本定例会総体説明の中で、談合事件による、独占禁止法違反で公正取引委員会から刑事告発され、社員が逮捕された事案をうけ、福山駅前広場整備工事で告発された奥村組の共同企業体（ＪＶ）を相手方とする仮契約を解除し、「早急に新たな業者選定を行う」、と述べられました。

この入札には、告発された前田建設工業の共同企業体も参加しています。

こうしたことから、今回の入札自体への信頼性を懸念する声も寄せられているところです。

ところが福山市は、入札をやり直すのではなく、前回入札に参加した問題の２ＪＶを除く、６ＪＶの「見積もり合わせ」による、随意契約とする方向で、事務を進めている、とのことでした。

今日、全国で談合事件が相次いでいる中、清潔な自治体運営が強く求められています。

１０億円を超える巨額な工事であり、より慎重な対応が求められるものです。

入札をやり直し、透明性の高い入札、契約のあり方を求めるものです。

御所見をお示し下さい。

市長は、建設工事の入札制度の見直しについて、新年度一般競争入札の対象工事を、10億円以上から1000万円以上に拡大すべく検討する等、今後の方向を言明されました。

我が党はこれまで、福山テレコムをめぐる電算処理業務委託のあり方を質してきました。

電算処理業務委託の契約についても、いっそうの公正・公平な競争確保と厳正な業務執行を求めるものですが、新年度へ向けて、その改革の方針と、決意をお伺いします。

数点、具体的にお伺いをします。

- 一． 契約の方法を随意契約とすることの基準を明確に示してください。委託金額には、まったく基準はないのか、併せてお答え下さい。
- 一． 福山市契約規則第8条は「再委託」の禁止を規定しています。その厳格な運用を求めるものです。

市の見解をお示し下さい。

一．福山市と契約した企業がさらにほかの企業に再委託している事例を仄聞しますが、福山市が再委託を認めた理由、根拠をお示し下さい。

一．福山市と契約した企業と再委託先との契約、業務執行の把握・確認はどのような手法でしているのか、その具体をお示し下さい。

汚土問題の判決が示した教訓である「地方自治法に基づき、随意契約の根拠・理由を明確にし、厳正な事務執行に努め、行政の公開性、透明性を高める」ことを重ねて求めるものであります。

以上についてお答え下さい。

次に、住宅入居契約について伺います。

1996 年、公営住宅法が改定され、10 年がたちました。

この改訂のおもな内容は、

- ① 入居者の収入基準を、それまでの収入階層 33 % 以下から 25 % 以下、4 人家族で年収 510 万円以下に切り下げたこと。
- ② 入居者が収入基準を超えると高家賃が求められ、明け渡し、撤去が強いられるようになった。
- ③ 家賃は、収入や便益、立地条件によって決める応能応益制度にし、市場原理を導入した。
- ④ 国の自治体への建設補助を削減したため、新規建設を縮小するようになった。などであります。

その後 10 年を経た公営住宅では、子育て世帯の中堅層が住めなくなり、貧困化、高齢化が進行しています。

そのため、良好な地域コミュニティーの形成が妨げられ、入居者の孤独化、自治活動や防災活動の低下、など新たな問題が引き起こされています。

福山市における市営住宅入居者の高齢化率をお示し下さい。

また、今回さらに、公営住宅施行令の改定で、一人家庭の入居年齢が、50歳から60歳に引き上げられました。

この間、中高年層のリストラや不況、熟年離婚の増加などで、60歳未満の単身者の公営住宅確保は、課題となっています。
年齢引き上げを行わないことを求めるのです。

成熟した地域コミュニティの形成の上では、さまざまな年齢、中堅所得階層などの入り混じった入居が出来ることや、一生住み続けられることが必要であります。

入居の収入階層を引き上げること、一定の所得になると高額所得者として退去を求める「近傍同種家賃制度」を撤回し、家賃は応能制度に改めることを、強く国に求めてください。

公営住宅に集会所や共用のエントランスホール、談話コーナーや作業室など、多様な共用空間を新設することを求めるものです。

福山市の住宅充足率は、1・13で、賃貸住宅の空き家がありますが、市営住宅の応募者は、何年も待たされる状況となっています。

民間賃貸住宅の家賃は単身者や高齢者には負担が重く、需要と供給のバランスが取れておりません。

民間の空き家の借り上げ制度や、住宅家賃補助の制度を創設して、若年単身者向けの、低家賃住宅を保障することを求めるものです。

また、交通や買い物の便のよい市内中心地域に、高齢者向け住宅や障害者向け住宅を抜本的に増やすことを求めます。

以上についてのご所見をお示し下さい。

国保行政について

全国では、国民健康保険加入世帯の 5 分の 1 の 480 万世帯が保険税・料を払えず、35 万世帯に資格証明書が交付され、「誰でも、どこでも、保険証一枚で安心して医療が受けられる」国民皆保険制度の空洞化が進行しています。

今日、国保加入世帯のうち無職の世帯が半数を突破し、「所得なし世帯」が 4 分の 1 を占めるなど、高齢者や低所得者が多い特質を持っており、国の支援が不可欠です。

全国の国保財政を困難に陥れた最大の原因は、1984 年当時、49.8%であった国庫負担率を 2004 年には、34.5%にまで引き下げたことであります。

国は憲法 25 条に基づく生存権の保障にかかわる財政責任を果すよう、国庫負担率を元に戻すことを全国の首長と連携して、強く求めてください。ご所見を、お示し下さい。

滞納者が増えている原因は、長期不況やリストラ、非正規雇用の広がりなど、暮らしが困窮している中、高く払えない国保税になっているからです。

福山市は、近年、国保税の基礎課税額を引き下げる努力をしています。

新年度は、国保基礎課税 1 人分では 0・1% の 100 円引きあげ、40 歳から 64 歳までの第 2 号介護納付金課税額は、

0・5% の 100 円引き引き下げで、基礎課税額と介護納付金課税額の差し引きでは、前年度据え置き の 予算 であります。

しかし、39 歳以下と 65 歳以上の被保険者は、国保税が引きあがることになるのではありませんか。

また、その世帯数と影響額をお示しく下さい。

福山市は、広島県内市の中で、一人当たり医療費は常に最下位ないし下から 2 番目にあり、医療費の伸び率は抑制されています。

新年度の医療費の伸び率を、近年の傾向に即して試算すれば、国保税はさらに引き下げが可能と思料するものであります。

少なくとも、全ての世帯の国保税が据え置きとなることを求めるものです。

また、3月中旬には、国からの調整交付金等が決定するところから、国保会計の歳入歳出決算額は増額が予測されるものです。

6月の本算定にあたっては、その黒字分を生かして、さらなる国保税の引き下げを求めるものです。

国においては、国民健康保険料・税の最高限度額を53万円から56万円に引き上げる動きがあるとのことですが、国に対して引き上げ撤回を求め、福山市は、最高限度額の据え置きをすることを求めるものです。以上について、お答え下さい。

次に、資格証明書の発行について、質問いたします。

国が資格証の交付を国保料の滞納対策として義務づけて以来、資格証発行世帯は、3・6倍に急増しました。

国保証が取り上げられ、資格証が交付されると、患者は医療機関の窓口で、いったん治療費の全額を負担しなければなりません。

「全国保険医団体連合会」の調査では、資格証の交付世帯の受診率は国保証交付世帯の113分の1程度など、極めて低率であることが、わかっています。

わが党国会議員団が行ったアンケート調査に、全国600病院から回答が寄せられていますが、国保証を取り上げられ、受診が遅れて病気が重症化した事例が、過去3年間に930件、

「全日本民主医療機関連合会」のまとめでは、過去2年間に命を落とした人が全国で25人判明しているとのことですが、これは氷山の一角であると考えられます。

福山市は、被保険者やその家族が、病気や怪我

をしたときには、国民健康保険法第2条を誠実に守り、資格証明書交付免除の「特別の事情」としても、まず、保険証を発行することを求めるものです。

明確な答弁を求めます。

後期高齢者医療保険制度について

第164国会で医療制度が改悪され、家族に扶養されている人を含め、75歳以上の高齢者を現在加入している国民健康保険や組合保険などから切り離し、後期高齢者だけを被保険者とする独立した医療保険制度としました。

被保険者は、65歳から74歳の寝たきり認定を受けた高齢者も対象となります。

福山市で、2008年度からの対象となる人数をお示し下さい。

この制度の最大の問題は後期高齢者の医療給付が増えれば、保険料の値上げにつながる仕組みになっていることです。そのことが受診抑制につながり、命と健康に重大な影響をもたらすことが懸念されます。

保険料は、介護保険と同様の「年金天引き」方

式で徴収され、全国平均で年間約 6 万円、激変緩和の軽減措置の後は 7 万 2 千円程度と見込まれています。

滞納者には、短期証や資格証が発行されることとなりますが、従来、後期高齢者は、障害者や被爆者などと同様に短期証や資格証は、発行してはならないとされてきました。弱者から保険証を取り上げる、情け容赦のない改悪であります。

しかも、後期高齢者の治療や入院の診療報酬を別立てにして、引き下げ、医療内容を切り縮める「高齢者差別医療」が公然と行われるようになるのです。

国に対して、新たな負担と差別医療を押しつける、当制度を撤回するよう、強く求めて下さい。

また、当制度は、県内全ての市町が加盟する「広域連合」が運営しますが、組合議員は福山市から 2 名しか選出されず、住民の声が届きにくくなります。

住民要求の反映、情報公開の徹底、保険料のき

め細かな減免制度をつくることが求められます。

福山市として、この実現に力をつくすことが求められるものです。ご所見をお示し下さい。

保険料の徴収、督促、相談、滞納処分などの業務は、福山市が行うこととなりますが、滞納者には、丁重な相談と調査を行い、機械的な短期証、資格証の発行をしないことなどが強く求められます。

後期高齢者への資格証の発行は、原則として行わないことを求めるものです。

以上についての、ご所見をお示し下さい。

福山市の医療体制についてお伺いします

市民病院の医師の派遣の中止は、大きな問題を引き起こしています。

市民病院は、本市の中核病院であり、母体にリスクを伴う分娩や、高度処置が必要な患者の診療を担うなど、重要な役割を果たしています。

福山市民病院が拠点病院としての役割が果たせなくなることが危惧される、きわめて深刻な事態です。

産婦人科医師の確保のため、あらゆる手を尽くし、万全の対策を講じることが求めます。

現在、医師不足は日本社会が直面する重大な問題です。

全国では、この十年間で「小児科のある病院」は二割も減り、各地で小児救急が廃止されています。

勤務医の不足と退職のため、内科や外科でも診療休止、病棟閉鎖があいつぎ、残った病院に患者が殺到し、今度はその病院の勤務医がやめてゆくという、「ドミノ現象」が発生しています。

政府はこれまで、「医師が増えれば医療費が膨張

する」と宣伝し、「医学部定員の削減」を閣議決定までして、医師の養成を抑制してきました。

その結果、OECD加盟三〇カ国中二七位と立ち遅れ、深刻な医師不足が引き起こされたのです。

まさに、国が率先して医師を減らしてきたのです。

本市においても、産婦人科医師のみならず、小児科医師、麻酔科医師等の加重労働や医師不足は、一刻も放置できません。

政府に対し、医師抑制の閣議決定を見直そう、強く求めてください。

医師の多忙は極めて深刻です。

厚生労働省の調査では、常勤医の平均勤務時間は週 63・3 時間、小児救急の拠点病院では時間外労働が平均月 70 時間、多い人は月 200 時間以上です。産科勤務医の当直は平均で年 123 回、49 歳以下の勤務医の 3 割が「過労死認定基準」を超えているという調査もあります。

こうした長時間・過密労働を苦にした勤務医のリタイア、出産・育児などと両立ができないため、全国的にも女性医師の退職が続いています。

勤務医の疲労蓄積は、医療事故の危険性を増大

させます。

本市において、医師数の抜本的な増員に力を尽くすとともに、看護師・スタッフの増員、病棟薬剤師やケースワーカーの配置基準の確立と財政措置など、勤務医の過重負担を軽減する支援策を講じることを求めます。

さらに、市民病院内に保育所の設置、女性医師の産休中の身分保障や妊娠中の当直免除、育児休業をとった医師の代替要員・現場復帰の保障など、家庭生活との両立支援が出来るよう支援制度を作るよう求めます。

この度の市民病院の勤務医の引き上げ問題は、長年の「医師数抑制」政策など、医療現場に蓄積していた矛盾を一挙に噴出させました。背景には、政府の医療制度改悪があります。

2002年に自民・公明政権が強行した診療報酬の2.7%削減は、多くの病院を、人員削減や病棟縮小に追い込みました。

さらに、2006年に強行された3.16%の削減、長期入院やリハビリへの報酬削減は、全ての医療機関に打撃を与えています。

政府に対し、診療報酬の総額削減路線を見直す

よう、強く要望してください。

政府は、国立病院や療養所の移譲と廃止を強力に推進し、市町村が運営する自治体病院についても、「不採算」なら「サービス自体が必要でも」統廃合するよう指導してきました。

本来、公的病院は、住民の命と健康に責任をもち、不採算部門やへき地医療を担うために設立されたものです。

市民病院が、コスト削減一辺倒の「合理化」を進めるのではなく、地域医療・住民福祉の拠点としての役割を果たすよう求めます。

また、国と公的医療団体でつくる「地域医療支援中央会議」の機能を強化し、全国的な医師派遣システムを確立するよう求めます。

公募などで医師を確保する「プール制」や「ドクターバンク」制度等を検討することを求めます。

さらに全国平均以下という本市の、医師の給与体系の見直しを求めます。

以上についてお答え下さい。

介護保険制度についてお伺いします

定率減税の廃止により、庶民は雪だるま式の負担増が押し付けられています。

とりわけ、65歳以上の高齢者の介護保険料は、4月より、更なる引き上げが待ち受けています。

激変緩和措置がなくなる事によるものですが、このことを知った市民からは「今でさえ大変なのに、これからどうやって生きていけばいいのか分からない」と、将来を心配する声が寄せられています。

高すぎる介護保険料と利用料を、軽減するためには、介護給付費に占める国庫負担の割合を早急に5%引き上げることが必要です。

あらゆる機会を通じ、政府の財政支援を抜本的に増やすよう、強く働きかけること、市独自の軽減制度をさらに拡充することを求めます。

障害者控除認定制度を活用すれば、納税者本人や扶養家族などが障害者の場合、所得税や住民税の所得控除ができます。

高齢者の税負担を少しでも緩和するために、介護保険認定者に、障害者控除認定の適用を積極的に、行うことが求められます。

本市での障害者控除を受けている人数は、先の

民生福祉委員会の答弁では、14人とのことです。

市内の介護認定者、約2万人余に比べ、あまりに少ないのが実態です。

国会答弁では、身体障害者手帳等がなくても、福祉事務所長の判断で「老化による肢体不自由等の障害のある者」と認められれば障害者控除の適用対象となる、と答弁されています。

さらに国税庁は、控除は5年間さかのぼって受けられることも示しています。

以上のことを踏まえ、高齢者の税負担の軽減を進めるため、次のことを求めます。

一、介護事業所などに「障害者控除認定申請書」を置いたり、事業所説明会等で周知徹底するなど、申請勧奨を進めること

一、申請を呼びかけるチラシを個別に郵送すること

一、全ての介護認定者に障害者控除を適用すること

以上についてお答えください。

障害者施策についてお伺いします

障害者自立支援法が本格実施され、1割の応益負担が、障害児・者に深刻な負担増を押し付けています。

障害者自立支援法は、障害者が人間としてあたりまえの生活をするために必要な支援に、応益負担の原則を導入したために、負担に耐えられない障害者はサービスを受けられなくなるなど、深刻な事態が広がっています。

自立支援法のあまりのひどさに、障害者・家族、関係者らの運動が大きく広がり、政府は、一部負担の軽減など、手直しを迫られています。

政府の「特別対策」は、2006年度補正予算、2007年、2008年両年度予算で総額1200億円です。

一定の改善とは言えますが、これらは2008年度までの限定措置です。

肝心の定率1割の応益負担には手をふれていません。

低所得者世帯ほど負担が重い、障害が重い人ほどさらに負担が重くなる逆進性にはかわりありません。また、施設への収入保障も、日払い制度の中止と報酬単価の見直しを行わない限り、根本的な解決になりません。

本市では、昨年に続き、新年度から、新たに市

独自の負担軽減策を講じることが示されており、障害当事者や関係者の切実な声を受けたものとして、一定の評価ができるものです。

全国的にも障害者に必要なサービスが切り捨てられないよう、自治体が、様々な負担軽減措置を講じていますが、本来、これは、国が措置しなければならないことです。

自立支援法は、事業所の報酬単価を引き上げると、利用者にとっては負担増になって利用抑制や断念につながり、事業所と利用者を対立させるような根本的な矛盾を抱えています。

これらの根源となっている応益負担の撤回こそ、直ちに行うべきであります。

以上のことを踏まえ、次のことを求めます。

- 一．政府に対し、必要なサービス利用を抑制することとならないよう、制度の見直しを求めること。

特に、応益負担の撤回を強く求めること

- 一．障害福祉サービス事業者に対して導入された日払い方式を見直すよう、政府に強く求めること

以上お答え下さい。

教育行政についてお伺いします

改悪された教育基本法の具体化として、実施されようとしている全国一斉学力テストについて伺います。

文部科学省は、全国一斉学力テストの実施を4月24日とし、小学校6学年は国語、算数、中学校3学年は国語、数学の2教科について行います。

また、「学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する」質問紙調査を実施するとしています。

解答用紙には、学校名、男女、組、出席番号、名前を記入させることにしています。

全国学力テストは、今日の教育現場に困難をもたらしている「競争と管理」の教育政策をさらに強化するものであります。

テスト結果の公表は「学校評価制度」「学校選択の自由」等と結びついて、子どもと学校の序列化や格差を作り出すものとして、その実施に我が党は強く反対するものであります。

文部科学省は、全国学力テストの実施を小学校

は、株式会社ベネッセコーポレーション、中学校は、株式会社N T Tデータに委託して問題用紙の配達、解答用紙の回収、採点、集計等、行わせるとしています。

この民間企業等に計67億円が支払われるとの事であります。

事業の委託先である、株式会社ベネッセコーポレーションは、進研ゼミ、株式会社N T Tデータは旺文社と連携している受験産業であります。

個人名の記入により点数から生活状況まで全ての個人情報が入る国および委託した民間業者に収集、保有されるもので、個人情報保護の観点から重大な問題であります。

こうした中で、愛知県、犬山市教育委員会は「犬山の教育にとって、学力調査から得られる効果よりも、危惧される弊害のほうが大きいと考えられる」として、全国学力テストに不参加を表明しています。

以上の問題点から次のことを求めます。

一、 文部科学省に対し、全国一斉学力テスト

の中止を求めること。

- 一． 学力テストの実施権限を持つ市教委として、子どもの個人情報民間企業によって集計、保有される重大な問題から不参加とすることを求めます。

御所見をお示し下さい。

学校給食についてお伺いします

文部科学省は、全国の小中学校に対して初めての給食費の徴収状況を調査しました。

その結果、未納者がいた学校は４３％、未納額の総額は、２２億円になると報道されました。

福山市では、小学校 78 人、中学校 35 人、計 113 人、金額 211 万円、です。

全国調査の中で、未納に関する学校の認識調査では、「保護者の経済的な問題」が３３％でした。

福山市の場合、未納の原因をどのように把握されているか、現状をお示し下さい。

また、文部科学省は、未納の原因が経済的理由の場合、就学援助を活用するように求めています。

その具体的対応について、お示し下さい。

給食は、小学校、中学校の成長期の子どもたちには、重要な問題です。

学校給食によって旬の食材を知る、栄養的バランスや安全性、食品の生産、流通を学ぶ等の点からも、役割は益々大きくなっています。

現在中学校は、８校以外の２８校は、牛乳給食ですが、全ての中学校の完全給食が求められています。

ご所見をお示し下さい。

建設・都市行政

鞆港埋立て架橋計画について質問いたします。

広島県と福山市は、共同事業として鞆港埋立て架橋計画を実行に移そうとしています。

この事業を行うには、埋め立て免許申請を行い、県の許可と国の承認を得なくてはなりません。

市長は、「平成 17 年 2 月 1 日 国港管第 988 号」の「回答」を持って、「当該水利権者全員の同意が得られないまま、出願する場合の埋め立て免許の可否」について、「国の新たな見解が示された」とし、「100%の同意は得られなくても、事業を進める」との考えを繰り返しています。

昨年 9 月 6 日、我が党市議団は参議院会館で国土交通省及び国土港湾河川局との聞き取り調査を行いました。

担当官は「埋め立て申請に関して、完全同意を取ることや、住民合意を得ることについては、従前と見解は変わらない。従來說明していることを、文章にしてあるだけです」との考えを示しました。

また、本年 2 月 7 日、県合同庁舎・国土交通省

中国整備局で、「平成 17 年度の回答には、新しい見解が出されたのか」と改めて聞いたところ、「旧建設省から、変わっていない」ことを、確認しました。

改めて、市長に伺います。

「平成 17 年 2 月 1 日 国港管第 9 8 8 号の回答」のどこに、どのような新しい見解が述べられているのか、具体的に文言をお示し下さい。

次に、地元の合意形成の問題であります。

市長は、埋め立て架橋計画の見直しを求める町民や反対の住民の署名は、旧鞆町内世帯の 2 7 %、埋め立て地域に隣接する町内会世帯の半数以上にのぼるにもかかわらず、「少数」として、意見も聞かず、無視しています。

地元の合意形成はなされないままであり、いっそうの混乱と町民の軋轢が強まっています。

昨年 1 2 月 2 0 日付で、広島県福山地域事務所長と福山市長連名の「鞆地区道路港湾整備事業にあたっての測量実施のお知らせ」が「鞆町内会の皆さま」あてに、回覧板でまわされました。

これに対して、江之浦元町一町内会が説明を求

め、去る 1 月 9 日に、元町公民館で説明を行う集まりが持たれました。

町内会からは、「海浜地周辺の調査は、埋め立て架橋事業を前提としたものであるが、埋め立ての免許申請に伴う条件が整っていない」「町内会は、埋め立てに関して反対の決議をあげている」「何故、山側トンネルについて、真剣に検討しないのか」などの抗議や質問が相次ぎました。

この集まりでは、江之浦元町一町内会の了解が得られず、紛糾したことから、県・市側からは「10 日からの調査は行わない」「理解が得られない中で、一方的な調査は行わない」「質問について納得のいく合理性のある回答を示す」との約束をしました。

そのための 2 回目の「説明会」が 23 日に持たれましたが、県・市の職員は、質問に対する回答以前に、「海面調査の説明をさせて欲しい」と前回の約束を踏みにじる発言をし、冒頭から紛糾しました。

そして、県・市の職員は、住民の声を全く無視し、調査に関する説明をすることに固持したために、参加者は退席いたしました。

したがって、何の説明も行われてはおりません。

翌 24 日には、海面調査の実施に関する工事看板が出され、その際、民有地を通過していることに対して、現地で抗議が行われています。

25 日には、20 名あまりの住民の「約束違反だ」の声の中、一方的に海面調査を強行しました。

しかも、警察機動隊や私服警官を配置したことは、「地元の住民を暴徒扱いしたものである」「我々に対する人権侵害行為であり、名誉毀損だ」との怒りも広がっています。

市長は、住民を 暴徒あつかいしたことに対して、謝まるべきであります。

ご所見をお示し下さい。

もとより、公有海面埋立法は、権利者の全員同意と住民の合意形成を原則としているものです。

今後、住民の合意形成抜きに、靫港埋め立て架橋計画に関わる一切の工事・事業は行わないことを求めます。

次に、「速やかに事業を行うため」として、希少海浜生物・スナガニの移設を行うための養浜工事や護岸建設予算の計上を行い、関連事業を先行して進めようとしています。

この事業は、埋め立て架橋計画を前提としたも

のですから、事業推進が決定していない段階で先行させることは、行政手続き上も許されません。撤回することを求めるものです。

以上、それぞれについての、ご所見をお示し下さい。

朝鮮通信使 400 周年について

今年は、朝鮮通信使の来日 400 周年にあたります。

由来ある寄港地では、400 周年記念事業や行事に取り組まれるようです。

鞆港は、朝鮮通信使より「日東第一形勝」とほめたたえられた、海上ルートの核をなす港であります。

来日 400 周年の歴史を大切にすることは、日本とアジアや朝鮮半島との親密な信頼ある関係を築く上でも重要であり、福山市の果たす役割が問われます。

関連自治体と連携し、この誇るべき歴史にふさわしい事業を企画し、全国やアジア諸国に発信すること。

観光振興や福山市の知名度アップを図ることを求めるものです。

また、「朝鮮通信使の道」を日韓二国間にまたが

る共有の遺産・世界的な遺産として保存する積極的施策を講じることを求めるものです。

それぞれについてのご回答をお示し下さい。

鞆の町並み保存事業について

新年度予算には、鞆の町並み保存事業の予算が増額され、新たに基金を積み立てることも盛り込まれています。

この事業は、国の重要伝統的建造物群の指定を目指しての福山市単独事業であります。

当事業は、2003年に前三好市長が埋め立て架橋計画とリンクした事業であるとして予算を凍結しました。

以来、350万円程度の町並み保存費を継続させてきたものであります。

前市長時代、毎年約2500万円の予算で進められてきた建物保存は、新たな事業に取りかかれなくなって5年が経過しました。

基金積み立てで、事業を先送りするのではなく、この際、希望者を募り、空白期間を一気に取り戻す事業展開をされてはいかがでしょうか。

また、重要伝統的建造物群指定地域以外の土地

に、高層ビルが一棟建っただけで、鞆地域の景観は台無しになります。

指定地域内の建造物だけでなく、山の稜線から港全体を、一体感のある景観として保存することが望まれます。

高層住宅建築の規制を設けるなど、条件整備を行うことを求めるものです。

さらに、景観条例を制定し、景観団体としての役割を積極的に発揮し、魅力あるまちづくりを進めることを求めるものです。

その他、神辺町廉塾周辺や草戸稻荷付近、城北地域など、市内各所に100年以上の時代を経た町並み・町屋が存在しています。広く、古民家の調査、保存の施策を求めるものです。

ご所見をお示し下さい。

幹線道路建設計画についてお伺いします

新聞報道によると、環境省は、道路など大規模事業の環境影響評価を、計画段階で行う「戦略的環境アセスメント」のガイドライン案を示したことが報じられています。

これは、事業の位置、規模などについて複数案を示し、環境省や自治体、住民らが公共事業の計画に対し、意見を述べる事が出来るというものです。

さらに、これは、建設地など、計画の策定前に環境影響を評価するため、大規模な変更や中止が可能だとしています。

国は、端緒的ながら、大型公共事業の進め方について、住民参加を促し、場合によっては見直しや中止も含めたあり方に、方針転換しようとしています。

ところが、福山沼隈道路、福山西環状線などの、幹線道路建設の事業の進め方は、事業説明会や設計協議の場で、住民の疑問や要望などには、まともに答えようとせず、このような対応が、住民の中に、行政不信と不満を広げています。

瀬戸町山北地区では、住民の強い反対にもかかわらず

わらず事業説明会を一方的に終了し、設計協議を強行しています。

熊野町鳴地区では、住民・地権者から様々な意見や要望が出され、町内会として意見集約ができなかったにもかかわらず、戸別訪問や電話での説得を行い、一方的に設計協議を終了しました。

本市におけるこのような事業の進め方は、国の「住民合意を形成しながら」という方向にも逆行します。

公共事業に、住民の意見を取り入れる、という、国の指針を生かし、説明会や設計協議の一方的な打ち切りなどはせず、住民が納得するまで徹底した説明責任を果たすことを求めます。

また、新年度予算案には、受託事業費として、福山西環状線、福山沼隈道路に関する予算が計上されております。

しかしこれらの事業は、地元住民の理解と納得が得られていません。

事業の凍結・中止を求めます。

お答え下さい。

危険箇所対策、市道の整備について

子ども、障害者、高齢者の視点に立った、安心して歩ける町づくりが望まれています。

わが党は転落事故をなくすための整備を、これまで求めてきました。

危険箇所整備は、3年間の継続事業としてすすめられ、市街地中心部からガードレール、ガードパイプの設置、水路のふたかけ等改善されてきました。

しかし、今年度は、新聞報道によると、転落事故は8件と、近年最多でした。

特に、高齢者・子どもが犠牲になり、ガードパイプ・ガードレール、車止めの設置の必要性がいつそう明らかになりました。

新年度予算でも、周辺部への調査、事業費が組まれたところです。いっそうの拡充を求めるものであります。

現在、職員や関係機関のパトロールなどが行われていますが、市民一人ひとりの命を守るため、市民参加で、より広い、より早い情報収集を行うことや、情報窓口を設置することを求めるものです。

ご所見をお示し下さい。

競馬事業について質問いたします。

競馬や競輪、競艇などは、賭博・富くじ販売禁止の唯一の例外として、競馬法や自転車競技法などで国や都道府県、指定市町村に限る「公営ギャンブル」に定められています。

この法律は、1948年に制定されましたが、戦後の窮乏した地方財政、戦災都市の復興を図るためでありました。

我が党は、馬術がオリンピック種目に採用されているように、競馬が健全なスポーツとして発展してゆく可能性を尊重し、全面的に否定するものではありません。

しかし、福山市営競馬の近年の歩みは、その道から大きく外れていると言わざるを得ません。

福山市営競馬の発売収入は、1991年度の345億円余をピークとして、急速に下落し、2005年度の発売収入は、91億円余で、最盛期の約4分の1に落ち込んでいます。

市財政への繰り入れも、1997年度の1000万円を最後として、連続9年実現しておりません。

1998年には、起死回生策として、場外馬券

売り場の広域展開が図られましたが、長期低落傾向は、一向に改善しておりません。

福山市が新たな展開として参加している「楽天競馬モール」(楽天インターネット投票)は、地方競馬全国協会が、農林水産省へ競馬連携事業として申請し、大臣の承認を得て、2月末より、運用されております。

この新たな在宅投票システムについても、経営を抜本的に好転させるものとは考えられず、民間投資企業の営業に、公営競技が参加するあり方は、本末転倒であります。

新たなギャンブルの拡大は、取りやめるべきであります。

福山市は立派に戦後復興をはたし、中国地方有数の都市に発展しました。

今日の状況を理性的に判断し、市営競馬の終結を見通し、競馬関係労働者の就労や生活保障などの計画を策定することを求めるものです。

ご所見をお示し下さい。

人権・同和行政についてお伺いします

市長は本年度より、「同和対策については、同和地区を対象要件とした特別対策をすべて廃止する」と言明してきましたが、依然として「人権推進行政」の名目で部落解放同盟への団体補助金等、特別対策を継続しております。

新年度予算に部落解放同盟福山市協議会への団体補助金 440 万円が計上されています。

2001 年度末をもって国は同和行政を終了した経過の中で、

- ① これ以上の特別対策の継続は差別解消に新たな障害をつくることになる
- ② 行政の主体性、自主性の確保が求められる

と繰返し、その主旨を示してきました。

福山市においても、こうした団体への特別扱いの継続は、市民合意が得られるものではなく、部落差別解消の上でも、公益性を逸脱し、妥当性を欠くものと言わざるを得ません。

部落解放同盟への団体補助金の廃止を求めるものです。

お答え下さい。

また、福山市人権交流センター内に部落解放同

盟福山市協議会及び、同東部地区協議会の事務所使用を許可し、無償貸与している不当性を質してきたところであります。

新年度、運動団体への使用許可を中止し、福山市人権交流センターのあり方、今後の活用策を抜本的に見直すことを求めるものです。

こうした特別扱いをなくし、同和対策の完全終結を求めるものであります。

以上答弁を求めます。